平成２０年（フ）第３９４９号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ｂ棟40号
破産者　橋本　廣司
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８６号
名古屋市千種区星が丘山手403番地　シティ・ライフ　グランヴィーネ星ヶ丘Ｂ―103号
破産者　林　　一
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０５８号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―2402号シティファミリー鴨浦
破産者　水野　　武
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５６号
名古屋市千種区鏡池通２丁目16番地の１
破産者　星野　建二
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９００３号
大阪府豊中市東寺内町12番６―504号
破産者　ケーキ工房リリハの森こと　二宮　三郎
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９００４号
大阪府豊中市東寺内町12番６―504号
破産者　二宮　祥子
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４６号
大阪府寝屋川市御幸東町33番10号
破産者　竹田　正喜
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０号
大阪府門真市末広町40―11レジデンスマリコ208号室、開始決定時の住所大阪市北区長柄西１丁目３番６－８号
破産者　出口　義隆
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２号
大阪市西成区千本北２丁目１番10号
破産者　松善商店こと　鶴目　政孝
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５００号
大阪府茨木市東太田１丁目６―41、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破１丁目８番20―408号
破産者　濵﨑　寛徳
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４４２号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―208号、前住所兵庫県川西市けやき坂３丁目40番地の20
破産者　南　　良弥
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０３号
奈良市富雄北３丁目24番15―903号
破産者　折田三津夫
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７０号
大阪府東大阪市吉田３－４－６北口ハイツⅠ103、開始決定時の住所大阪府東大阪市岩田町４丁目13番３号
破産者　北野　洋子
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２１号
大阪府東大阪市近江堂１丁目３番５号
破産者　石田　正明
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５９０号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目９番21号
破産者　屋野　慶二
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４０号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番２―707号、住民票上の住所大阪市淀川区東三国３丁目９番13―202号
破産者　西田　章宏
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７２号
大阪市阿倍野区相生通２丁目２番27号
破産者　竹原　　滋
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２１号
大阪府門真市古川町５番22号、前住所大阪府寝屋川市高宮新町12番８号
破産者　ワタナベ建装こと　渡辺　延幸
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６７号
大阪府東大阪市川田１丁目９番16号　ガーデンサイドゆうゆう106号
破産者　水島　　優
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部